

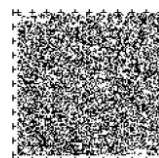
嬉野市第7期障がい福祉計画及び 嬉野市第3期障がい児福祉計画



うれしの特別支援学校 高等部3年生の方の作品

令和6年3月

嬉 野 市



計画策定の趣旨

計画策定の背景・目的

令和2年3月に「嬉野市第6期障がい福祉計画及び嬉野市第2期障がい児福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）」を策定し、障がい者施策の推進ならびに障がいのある人と障がいのある子どもへのサービスの充実を図ってきました。

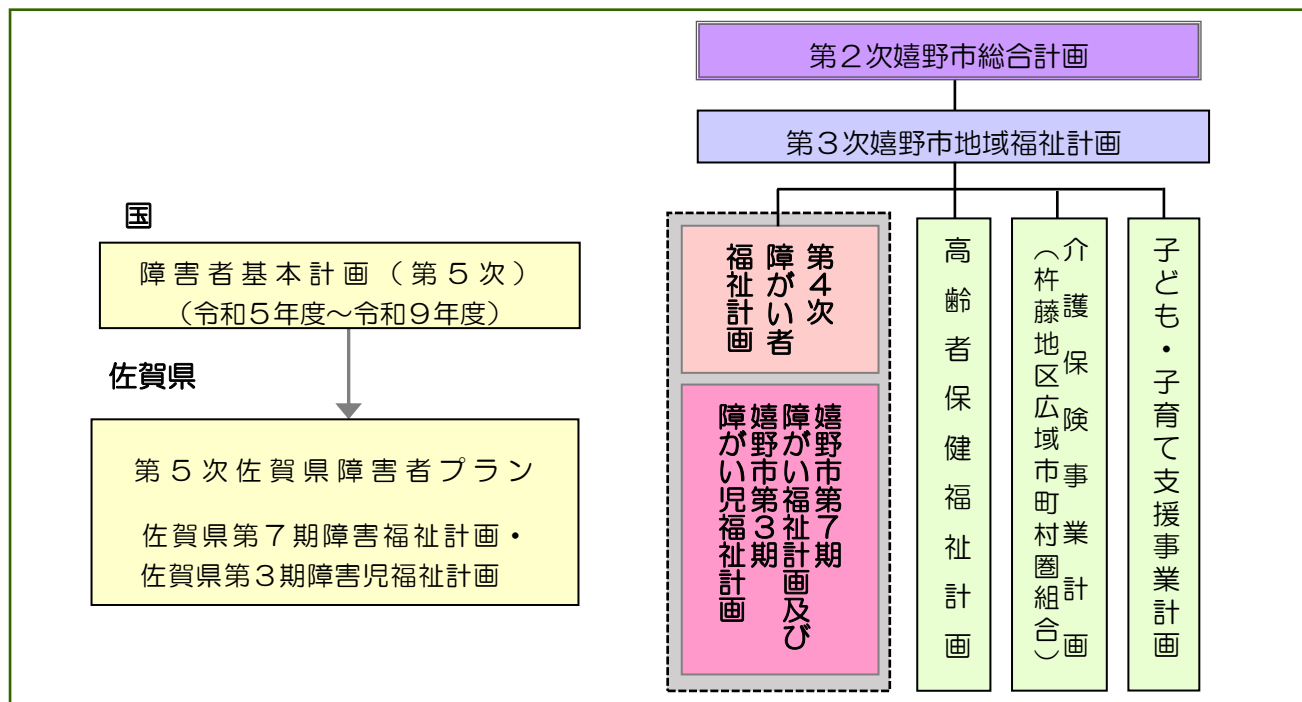
今年度、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の計画期間が終了するため、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした嬉野市の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、「嬉野市第7期障がい福祉計画及び嬉野市第3期障がい児福祉計画」（令和6年度～8年度）（以下「本計画」）の策定を行うことが目的です。

計画の位置づけ

本計画は、障がい福祉計画と障がい児福祉計画で構成されています。障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第 88 条）に基づく計画です。また、障がい児福祉計画は、児童福祉法（第 33 条の 20）に基づく計画です。

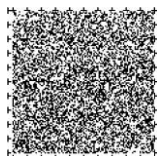
本計画は「第2次嬉野市総合計画」「第3次嬉野市地域福祉計画」などの計画と整合を図りつつ、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に従って策定しています。

■計画の位置づけ



計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。



計画の基本理念と成果目標

計画の基本理念

① 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人への理解促進のための取組や地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供の確保などについて計画的に推進します。

② 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加ができるように障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

③ 身近で一元的な障がい福祉サービスなどの提供

障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすために、身近な地域で必要な時に適切なサービスが受けられる支援体制を構築し、障がい種別によらないサービスの充実を図ります。

④ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。できるだけ早期から継続的な支援を行うため、障がい福祉の制度やサービス内容、相談窓口等に関する情報提供の充実、保護者等の理解促進を図り、障がいのある子どもが必要な支援を受けられるように保護者等の支援に努めます。

⑤ 入所等から地域生活への移行・地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所等から地域生活への移行および継続支援、就労支援といった課題に対応したサービスの提供体制を整えます。障がいのある人自身が、利用するサービスを選択し、地域で安心して自分らしい暮らしができるように支援を行います。さらに、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

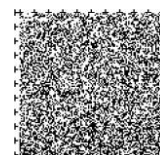
専門性を高めるための研修や多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知や広報等について、関係機関等と協力して取り組みます。また、職場環境の整備を推進し、人材の定着に向けた取組を進めます。

⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の就労支援を推進し、生涯学習やスポーツ、文化芸術活動等の多様な活動に参加する機会の確保等を通して、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、障がいのある人が社会参加をする場面で、合理的な配慮が提供されるよう周知し、社会参加の促進を図ります。

⑧ 災害時の障がいのある人への支援体制の整備

関係課と連携し、避難場所での障がいのある人や障がいのある子どもの避難行動を支援するとともに、障がいのある人に対する避難所を確保し、障がいの有無にかかわらず避難所の滞在を可能とする環境を整備します。また、災害時における必要な福祉サービスの提供体制を維持・確保します。



福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標値

福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 国の指針では、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から 5.0%以上削減することとなっていますが、本市では 6.6%以上の削減を目指します。
- ② 国の指針では、令和4年度末時点の施設入所者数から 6.0%以上を地域生活へ移行することとなっていますが、本市では 6.6%以上の地域生活への移行を目指します。

■ 目標設定値

項 目	算出方法	目標数値
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	—	61 人
令和8年度末の施設入所者数（B）	—	57 人
①【目標値】施設入所者数の削減見込（C）	$(A) - (B)$	4 人
	$(C) \div (A)$	6.6%
②【目標値】地域生活移行者数（D）	—	4 人
	$(D) \div (A)$	6.6%

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

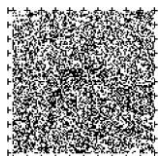
- ① 精神障がいのある人の包括的な支援を推進するための保健、医療及び福祉関係者等による協議の場の充実を目指します。
- ② 医療機関との連携、退院の支援と地域生活移行後の支援体制の構築に努めます。

地域生活支援の充実

- ① 本市では、障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等（地域生活拠点等）を整備し、24 時間 365 日の支援を行っています。
- ② 令和8年度末までに強度行動障がいを有する障がいのある人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

福祉施設から一般就労への移行等

- ① 一般就労への移行者数は、国の指針では令和3年度の実績の 1.28 倍以上ですが、本市では2倍の2人とします。
- ② 就労移行支援については、国の指針では令和3年度の実績の 1.31 倍以上ですが、本市では令和3年度に実績がありませんので1人を目指します。
- ③ 就労継続支援A型については、国の指針では令和3年度の実績の 1.29 倍以上ですが、本市では令和3年度に実績がありませんので1人を目指します
- ④ 就労継続支援B型については、国の指針では令和3年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上ですが、本市では2倍の2人とします。
- ⑤ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。（国の指針と同じ）



- ⑥ 就労定着支援の利用者数については、国の指針では令和3年度の実績の 1.41 倍以上ですが、本市では令和3年度に実績がありませんので1人を目指します。
- ⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。(国の指針と同じ)

■ 目標設定値

項 目	数 値
① 年間一般就労移行者数	2 人
② 就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	1 人
③ 就労継続支援（A型）を利用した一般就労への移行者数	1 人
④ 就労継続支援（B型）を利用した一般就労への移行者数	2 人
⑤ 一般就労へ移行した人が5割以上の事業所の割合	5 割
⑥ 就労定着支援事業の利用者数	1 人
⑦ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合	2 割 5 分

障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 杵藤圏域において現在ある児童発達支援センター及び本市にある児童発達支援事業所の利用促進と周知を進めていきます。
- ② 杵藤圏域において現在ある4事業所の保育所等訪問支援が円滑に行えるよう、子育て支援担当課や教育委員会などと協力しながら、利用しやすい体制の構築を進めます。
- ③ 重症心身障がい児の支援体制の充実を図ります。
- ④ 医療的ケア児の適切な支援の協議の場として「杵藤地区自立支援協議会」を中心に、機能の充実を図っています。また、医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置についても、同協議会で協議するものとします。

相談体制の充実・強化等

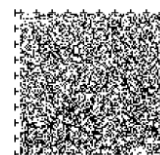
- ① 杵藤圏域で総合的・専門的な相談支援を実施します。
- ② 地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

障がい福祉サービス等の質の向上

- ① サービスの質を向上をさせるための取組を実施する体制を構築します。

発達障がいのある人への支援

- ① 発達障がいのある人の支援を推進するために、発達障がい者地域支援協議会の開催回数及び地域住民への研修・啓発件数を活動指標として設定しています。
- ② ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の保護者への支援の実施について検討します。

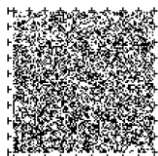


障がい福祉サービス等の見込みと支援の方向性

■障がい福祉サービスの見込量

区 分		単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問系サービス	① 居宅介護	人/月	48	52	56
		時間/月	481	521	561
	② 重度訪問介護	人/月	2	2	2
		時間/月	33	33	33
	③ 同行援護	人/月	6	7	7
		時間/月	82	96	96
	④ 行動援護	人/月	2	2	2
		時間/月	25	25	25
	⑤ 重度障害者等包括支援	人/月			
		時間/月			
日中活動系サービス	① 生活介護	人/月	83	81	80
		人日/月	1,743	1,701	1,680
	② 自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1
		人日/月	4	4	4
	③ 自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	1
		人日/月	18	18	18
	④ 宿泊型自立訓練	人/月			
		人日/月			
	⑤ 就労移行支援	人/月	3	3	3
		人日/月	30	30	30
	⑥ 就労継続支援 (A 型)	人/月	28	29	30
		人日/月	563	583	603
	⑦ 就労継続支援 (B 型)	人/月	123	129	134
		人日/月	2,153	2,256	2,359
	⑧ 就労定着支援	人/月	1	1	1
	⑨ 就労選択支援（令和 7 年度～）	人/月			
サービス系	⑩ 療養介護	人/月	17	17	17
	⑪ 短期入所（福祉型）	人/月	16	16	17
		人日/月	154	154	164
	短期入所（医療型）	人/月	1	1	1
		人日/月	4	4	4
	① 自立生活援助	人/月			
相談支援	② 共同生活援助（グループホーム）	人/月	70	74	78
	日中サービス支援型共同生活援助	人/月	3	4	4
	③ 施設入所支援	人/月	58	57	57
	① 地域移行支援	人/月	1	1	1
	② 地域定着支援	人/月	1	1	1
	③ 計画相談支援	人/月	77	86	95

※斜線のあるサービスは、利用の実績がなく利用を見込んでいませんが、必要時にはサービスが提供できるように適切に対応します。



■地域生活支援事業（必須事業）の見込量

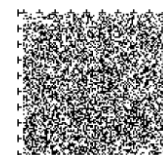
区 分		単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
① 障がい者相談支援事業		実施か所数	1	1	1
② 成年後見制度利用支援事業		件/年	1	1	1
③ 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	回/年	6	6	6
	要約筆記奉仕員派遣	回/年	1	1	1
④ 日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3
	自立生活支援用具	件/年	4	6	6
	在宅療養等支援用具	件/年	6	6	6
	情報・意思疎通支援用具	件/年	5	11	11
	排泄管理支援用具	件/年	700	700	700
	居住生活作動補助用具(住宅改修費)	件/年	1	1	1
⑤ 手話奉仕員養成研修事業		受講者数	2	2	2
⑥ 移動支援事業	個別支援型	人/年	45	47	49
		時間/年	585	611	637
⑦ 地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター I 型	実施か所数	1	1	1
	地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有

■地域生活支援事業（任意事業）の見込量

区 分		単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
① 日常生活支援	福祉ホーム事業	人/年	2	2	2
		人/年	1	1	1
	訪問入浴サービス	回/年	152	152	152
		人/年	14	16	18
	日中一時支援事業	回/年	306	278	252

■障がい児福祉サービスの見込量

区 分		単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
① 児童発達支援		人/月	27	28	28
		人日/月	137	139	141
② 居宅訪問型児童発達支援		人/月	4	4	4
		人日/月	10	10	10
③ 放課後等デイサービス		人/月	55	56	57
		人日/月	639	650	662
④ 保育所等訪問支援		人/月	2	2	2
		人日/月	3	3	3
⑤ 障がい児相談支援		人/月	20	22	24



支援の方向性

- 障がいのある人、障がいのある子ども、難病を患っている人など、利用者の特性に応じた適切なサービスが提供できるように提供体制の維持および質の確保に努めます。
- 第6期で利用実績がないサービスおよび見込みより減少しているサービスについては、利用することが可能な人が利用していない場合もあるため、利用者に情報提供を行いながらサービスの提供体制の確保を図ります
- 第6期では利用の実績がなく、利用を見込んでいないサービスについては、必要時にはサービスが提供できるように適切に対応していきます。
- 共同生活援助については、親亡き後、施設に入所している人、退院可能な精神に障がいのある人が安心して地域生活へ移行できるように、生活の場の確保に努めていきます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、様々な機会を利用して情報提供を行い、地域生活への移行が可能な人の把握に努めるとともに、サービス事業所及び関係機関と緊密に連携し相談支援（住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対応等）の充実に努めます。
- 地域生活支援事業については、事業内容の周知および事業の利用促進を図るとともに、障がいのある人のニーズを把握し適切なサービスの提供に努めます。
- 放課後等デイサービスについては、今後も利用者の増加が見込まれることから、事業所の新規参入や既存の事業所の状況を把握しながら、安定したサービス提供体制の確保を図るとともに、学校、家庭等との連携強化に努めます。保育所等訪問支援については、利用者のニーズを把握するとともに、制度の周知や情報提供を行います。

計画の推進

計画の推進方法

福祉課をはじめとして、保健・医療、教育、就労等の幅広い分野における関係部門との連携を図りながら、総合的かつ効果的に推進します。そして、障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、地域住民、ボランティア、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会等の様々な組織・団体との協働体制を強化し、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし、活動できる社会の推進に努めます。

計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があれば計画の変更やその他の必要な措置を講ずることとなっています。計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Act）の「PDCA サイクル」に基づき、計画の点検及び評価を行い、本計画の円滑な運用を図ります。

嬉野市第7期障がい福祉計画及び嬉野市第3期障がい児福祉計画（概要版）令和6年3月

発行 嬉野市役所 市民福祉部 福祉課

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地

TEL : 0954-42-3306 FAX : 0954-43-1157

